

令和8年度 学校生活のめやす

1. 学校生活

<登校・下校>

- (1) 登下校時は、社会の一員として自覚ある行動を心がけ、決められた通学方法で通学し、交通規則を守って安全に気をつけること。
- (2) 交通機関（バス・地下鉄・JR等）は、マナーを守って利用すること。
- (3) けがをしたり、事故があったりした場合は、学校に連絡をすること。
- (4) 騒いだり、集まったりして、周囲の人の迷惑にならないよう心がけること。

<日課>

- (1) 8時30分から8時50分の間に登校すること。
- (2) 授業に遅れないように時間を意識して行動すること。
- (3) 遅刻・早退のときは、かならず先生に申し出ること。
- (4) 休憩時間は、教室の移動など、次の学習の準備にあてること。
- (5) 職員室、作業室、その他の場所に入るときは、許可を得ること。
- (6) 下校の時刻を守り、放課後学校に残る場合は、先生の許可を得ること。
- (7) けがをしたときや体調が悪いときは先生に申し出ること。
- (8) 自動販売機を利用するときは、授業に支障のないように利用すること。

<礼儀・作法>

- (1) 正しい言葉遣いや、気持ちのよい挨拶や返事を心がけること。
- (2) 校内で友達や先生、来校者の方と会ったときは挨拶をすること。
- (3) 自分の教室以外を出入りするときは常に礼儀正しい行動を心がけること
- (4) 同性・異性を問わず、周りの人に不快感や誤解を与えないよう、みだりに他人の体に触れる等の行動を控える。

<服装・上靴>

- (1) 制服（登下校、行事、集会、指定された学習）
※制服を着用するときは、着崩さないようにすること。
※外部講師が来校する授業や進路に関すること、儀式のときはネクタイ・リボンを着用すること。
※服装について相談がある場合は先生に申し出ること。
・冬服 4月～6月・10月～3月
＜男子＞ブレザー、Yシャツ（白）、スラックス、ネクタイ
＜女子＞ブレザー、ブラウス（白）、リボン、プリーツスカートまたはスラックス、（ベスト）
※スカート丈は膝中心を上限として、膝が隠れる程度の長さとし切ったり、折返したりして、丈を変えないこと。
※ストッキングやタイツについては、黒・紺・ベージュ系とする。
※Yシャツ、ブラウスの第2ボタン以下ははずさないこと。
・夏服 6月頃～9月中旬末
※天候に合わせて変更することがある。
※Yシャツ、ブラウスの第2ボタン以下ははずさないこと。
＜男子＞Yシャツ（白）、スラックス
＜女子＞ブラウス（白）、ベスト、プリーツスカートまたはスラックス
- (2) ジャージ上下、Tシャツ、ハーフパンツ（校内での学習、体育、体育的行事）
※Tシャツの色や柄についての規定は設けない。
※長袖も上記に準じる。
- (3) 作業服（専門教科、現場実習）、実習着（ポロシャツ：校外体験・現場実習時等貸与）
※専門教科の服装については、「作業中の服装」を参照すること。
- (4) 上靴
※かかとを踏んだり、加工したりしない。

<身なり>

- (1) 服装・身なりは、清潔なものにする。
- (2) 防寒にはセーターやカーディガンを着用してもよいが、着崩さないこと。
- (3) ネックレス、ピアス、ブレスレットなどの装飾品を身につけないこと。
- (4) 化粧やカラーコンタクトをしたり、香水などをつけたりしないこと。
- (5) 頭髪は以下の3点を満たすものとする。
・授業や就職活動に差し支えないもの。

- ・清潔感があるもの。
- ・パーマ（アイロンでの加工も）、染色、脱色など、過度な加工はつつしむこと。

<持ち物>

- (1) 毎日学校に持ってくるもの（記名すること）
生活帳、筆記用具、生徒手帳、定期券、ハンカチ、水やお茶を基本とした水分補給の飲み物、ティッシュ、予備費（交通費、電話代など）。
※必要に応じて、汗ふきタオル、汗をかいた時用の着替えなど。
- (2) 不要物は持ち込まないこと。また、物品の管理については自分で責任を持ち、貴重品は貴重品ボックスに入れること。
- (3) 学校へおさめのお金を持ってきたときは、朝のうちに担任の先生に提出する。
- (4) 腕時計の着用については、先生の指示に従うこと。

<スマホ・携帯電話>

- (1) 昼休みに使える。
 - (2) 使わない時は貴重品ボックスに保管する。
 - (3) 教室や体育館ステージ上で使用可能。
 - (4) 授業中に使用する場合は先生に許可をえる。
 - (5) 撮影しない。
 - (6) SNS に投稿をしない。
- ※ペナルティ：ルール違反は1週間スマホをロッカーから持ち出し禁止。マナー違反については、2回目まで注意。3回目は1週間持ち出し禁止。

2. 家庭生活

<外出>

- (1) 生徒手帳・学生証を持ち歩く。
- (2) 午後9時以降の外出は控え、午後11時には帰宅する。
- (3) パチンコ店、パチスロ店、麻雀店、競馬場等の施設には立ち入らない。
- (4) ゲームセンター・カラオケボックスは保護者の承認を得て利用する。（ただし、16歳未満の生徒は18時まで、18歳未満の生徒は22時までの利用とする。）
- (5) 交通機関を利用するときは、マナーを守る。
- (6) 特別な事情のないかぎり、外泊は禁止する。
- (7) 事件や事故などに巻き込まれたときは、家や学校に連絡する。

<その他>

- (1) アルバイト許可の流れ
 - ①本人・保護者から担任に相談（必ず保護者と連絡をとる）
 - ②担任・副担任面談→学年主任面談（進路指導部紹介分は学年の進路担当と面談）
 - ③「アルバイト許可願」提出（アルバイト先印）

※アルバイトを同じ場所で継続する場合は、「アルバイト許可願」を、年度毎に提出し、継続許可を得ること。
- (2) 金品の貸し借りや、おごったり、それを強要したりしない。
- (3) 男女間の交友関係でのトラブルが増えています。2人きりになる等の状況は避けたり、保護者間で連絡を取り合ったりするなど、トラブルの未然防止に努める。
- (4) 在学中の普通自動車運転免許取得については、本人・保護者・学校で約束事を確認し、十分に協議すること。また、運転免許許可願いを必ず提出し、運転免許証を保護者に預け、在学中は運転をしないこと。（原動機付自転車免許についても、普通自動車運転免許に準ずる。）
- (5) 「学校生活のめやす」については、生徒が主体となり、ルールメイキングを行い、当事者意識をもって、学校全体で見直していくこと。